

東京農工大学落語研究会 会則

(名称)

第1条 この会は、「東京農工大学落語研究会」(以降 本会)という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、府中市府中町東京農工大学府中キャンパスにおく。

(目的)

第3条 この会は、落語を通して、地域住民と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達するため次の活動を行う。

- (1) 活動内容…落語を学び練習する。
- (2) 活動と時間…毎週土曜日 14:00~17:00
- (3) 活動場所…農工大学府中キャンパス生協2階
- (4) 地域還元を図るための活動(例:自治体での公演等)

(構成員)

第5条 本会は、会の目的に賛同した会員をもって構成する。

(機関・議決)

第6条 この会で議決を行う機関として、役員会をおく。

- 2 役員会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催する。
- 3 役員会は役員1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
 - (1) 年度予算案
 - (2) 役員を選任
 - (3) 会員の高座名
 - (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------------------|
| 会長(1名) | 本会を統括し代表する最高責任者。 |
| 副会長(1名) | 会長を補佐し、不在時にはその職務を代行する。 |
| 渉外(1名) | 外部機関や他団体との交渉・調整窓口を担う。 |
| 会計(1名) | 予算の管理、収支報告を行う。 |
| 総務(2名以上) | 庶務全般や他役職の補佐をする。 |

(細則)

第8条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第9条 その会則は、令和8年4月1日から施行する。